

## きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自治会・町内会等の地域団体が主体となって取り組む地域活動に関して、これと連携・協力し、地域力の向上に貢献している事業者、NPO法人、大学等を顕彰し、自治会・町内会等を中心とする多様な主体の連携による地域コミュニティ活性化への取組を一層推進することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰（以下「表彰」という。）の対象は、次に掲げる事業者等とする。

- (1) 京都市内に事業所を有する事業者
- (2) 京都市内において住宅の販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介をする事業者（以下「住宅関連事業者」という。）
- (3) 京都市内で活動するNPO法人等の市民活動団体、大学その他の団体

2 表彰の対象とする取組は、次に掲げるいずれかによって地域コミュニティの活性化の推進に貢献していると認められるものとする。

- (1) 事業者が、その事業所が所在する地域において、自治会・町内会等による地域活動（良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。以下同じ。）に積極的な参加及び協力を行う取組
- (2) 住宅関連事業者が、住宅購入者等に対し、地域コミュニティ活性化の推進に関する積極的な働き掛け及び支援を行う取組
- (3) NPO法人等の市民活動団体及び大学等が、その専門性を生かし、自治会・町内会等と共に地域活動を行う取組
- (4) その他地域コミュニティの活性化の推進に資する取組

### (申請及び推薦)

第3条 表彰を受けようとする事業者等は、市長が定める期間内に、きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

2 事業者等を推薦しようとする者は、前項の期間内に、きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰推薦書（第2号様式）により、市長に推薦するものとする。

### (審査)

第4条 市長は、前条による申請及び推薦があったときは、第2条に掲げる要件に照らし、その内容を審査するものとする。

2 市長は、審査を行うときは、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会の委員の意見を聴取することができるものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状等を授与して行う。

2 市長は、表彰を受ける事業者等（以下「表彰事業者等」という。）のうち、特に顕著な功績があり、他の模範となる取組を行う事業者等に、特別賞を授与することがある。

(表彰の公表等)

第6条 市長は、表彰事業者等及び表彰の対象となった取組の概要を公表するものとする。

(表彰の取消)

第7条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請により表彰を受けたとき。

(2) その他制度の運用に重大な支障を来す行為又は制度の信用を著しく侵害する行為があったとき。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。